

2021年10月20日

利用者 各位

県独自措置に対応する多目的ホールの使用について

平素は当センターをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、兵庫県における時短要請等は10月21日（木）をもって解除されることとなりましたが、県の要請に基づき、引き続き感染対策として多目的ホールの使用を下記のとおりとさせていただきます。

記

1. 期間

令和3年10月22日（金）から県の要請が解除される日まで

2. 多目的ホールの使用について

イベント制限の要件

区分	収容定員
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	100%以内
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%以内

なお、多目的ホールの収容人員は、平日250人、土日祝日は500人です。

3. 感染防止対策としてお願いする項目

- (1) 主催者においては、「3密が発生しない席の配置」、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、基本的な感染防止対策を講じること。
- (2) 入場整理等による密の回避等感染対策の徹底。

以上